

官報

主要目次

- 保健婦助産婦看護婦法等の一部改正
高圧ガス取締法施行令
倉庫業法に基づき開催する公聴会に関する省令
国家公安委員会神奈川県本部無線局の呼出名称、電波の型式、周波数等変更
無線局免許
第十一芙蓉丸無線局の免許人変更
日本国籍離脱者
大蔵大臣に対し連合国財産の返還に關し通知した事項連合国財産の譲渡、引渡命令
高知県農協第四回さかえ割増金附定期貯金の細目等
福井県農協第三回みづほ定期貯金の細目等
高根農協第七回営農定期貯金の細目等
青森県漁協第二回定期貯金の細目等
北長沼農協協和記念割増定期貯金の細目等
空知信用金庫割増金附第二期定期積金の細目
第一回保健婦及び助産婦國家試験の実施場所及び期日等を定める件廃止
暴風警報あけおろし通知電報規程の一部改正
青山南町郵便局移転
国会事項
公聴会告示(所得税法の臨時特例その他税制改正案について)

法律

保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十一月六日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百五十八号

保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律

第一條 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八條中「その他試験に關し必要な事項」の下に「及び第十九條から第二十二條までの規定による学校の指定又は養成所に關して必要な事項」を加える。

第五十一條第三項を次のように改める。

3 第一項の者は、第七條の規定にかかわらず、厚生大臣の免許を受けることができる。
第五十二條第三項を次のように改める。

法律

3 第一項の者は、第七條の規定にかかわらず、厚生大臣の免許を受けることができる。
4 前項の規定により免許を受けた者に対しては、第三十一條第二項の規定を適用しない。

第五十三條第三項を次のように改める。

3 第一項の者は、第七條の規定にかかわらず、厚生大臣の免許を受けることができる。

第五十六條の次に次の一條を加える。

第五十六條の二 内地以外の地において、昭和二十六年八月三十一日以前に保健婦養成所若しくは助産婦講習所を卒業し、若しくは助産婦免許を得、又は昭和二十五年八月三十一日以前に看護婦免許を得た者で、旧保健婦規則、旧助産婦規則又は旧看護婦規則により保健婦、助産婦又は看護婦となることのできた者と同等以上の実力がある」と都道府県知事が認めたるものは、第四十九條第二項及び第五十條第二項に定める期限後において、当分のうち、旧保健婦規則、旧看護婦規則又は旧助産婦規則により、都道府県知事の免許又は登録を受けることができる。

第二條 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律

第四百四十七号)の一部を次のように改正する。
附則第十二項及び第十三項を削る。

政令

この法律は、公布の日から施行する。
附則
厚生大臣 橋本 龍伍
内閣総理大臣 吉田 茂

政令

高圧ガス取締法施行令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十一月六日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三百五十号

高圧ガス取締法施行令
内閣は、高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四十四号)第二條第四号、第三條第一項第五号、第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十九條及び附則第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

(施行期日)
第一條 高圧ガス取締法(以下「法」という)の施行期日は、昭和二十六年十二月六日とする。

政令

(政令で定める液化ガス)
第二條 法第二條第四号の政令で定める液化ガスは、左の通りとする。
一 シアン化水素ガス
二 フレオン十一ガス
三 プロムメチルガス
(適用除外)
第三條 法第三條第一項第五号の政令で定める高圧ガスは、左の通りとする。

政令

一 鉄道車両のエアコンディショナー内における高圧ガス
二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二條第一項の規定の適用を受ける船舶内における高圧ガス
三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二條第二項の鉱山に所在する当該鉱山における鉱業を行うためガスを圧縮、液化その他の方法で処理する設備内における高圧ガス
四 ターボ式冷凍設備内における液化フレオン十一ガス
五 液化フレオン十一ガス又は液化プロムメチルガスの製造のための設備外における当該ガス
六 オートクレーブ内における高圧ガス(水素ガス、アセチレンガス及び塩化ビニルガスを除く)
(手数料)
第四條 法第七十三條第一項の規定により納付すべき手数料の額は、左の表の通りとする。

政令

高圧ガス取締法施行令
内閣は、高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四十四号)第二條第四号、第三條第一項第五号、第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十九條及び附則第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

(施行期日)
第一條 高圧ガス取締法(以下「法」という)の施行期日は、昭和二十六年十二月六日とする。

(手数料)
第四條 法第七十三條第一項の規定により納付すべき手数料の額は、左の表の通りとする。

毎日文庫

Table with 2 columns: 手数料を納付すべき者 (Fees to be paid by applicants) and 金額 (Amount). It lists various permit types and their corresponding fees, such as 7000 yen for a specific permit and 6000 yen for another.

Table with 2 columns: 手数料を納付すべき者 (Fees to be paid by applicants) and 金額 (Amount). It lists permit types and fees, including 2000 yen for a permit and 1500 yen for another, with detailed conditions for each.

Table with 2 columns: 通 報 事 項 (Reporting Items) and 通 報 の 相 手 方 (Reporting Counterparty). It details various permit types like 法第五條第一項の許可 (Permit under Article 5, Paragraph 1) and their respective reporting procedures.

省 令 (Provincial Order) section containing detailed regulations for various permits, including 運輸省令第九十六号 (Transportation Order No. 96) and 電波監理委員会告示第九百二十三号 (Radio Frequency Commission Notice No. 923).

告 示 (Notice) section containing information about the Radio Frequency Commission, including its address, contact details, and administrative procedures.

昭和26年11月6日 火曜日 官報 第7449号 72

◎大蔵省告示第千六百二十四号
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十四條第一項の規定により、大蔵大臣に対し、その所有する連合国財産の返還に關し、左の通り通知した。

昭和二十六年十一月六日 大蔵大臣 池田 勇人

一 返還請求者の名称及び事務所
フレター同盟株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目六番地
二 連合国財産の種類、数量及び所在地
植 在 地
 (土地(宅地)) 二千九百坪 神奈川県横浜市中区根岸旭台三十五番地、
 三十五番地の二、三十六番地、三十九番地、
 四十番地及び四十二番地、四十二番地、四十
 八番地及び四十八番地の一
 (建物(家屋番号)) 二棟総坪八 同所三十九番地、四十番地及び四十八番地
 (一〇の一) 八坪六分九 同所三十九番地、四十番地及び四十八番地
 (及び二) 同所三十九番地、四十番地及び四十八番地
 三 返還期日 昭和二十六年十一月十日
 ◎大蔵省告示第千六百二十五号
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、左の者に對し、それぞれその所有する左の財産を昭和二十六年十一月十日にフレター同盟株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目六番地)に譲渡し、且つ、引き渡すことを命じた。

昭和二十六年十一月六日 大蔵大臣 池田 勇人

一 吉原慎一郎(神奈川県横浜市磯子区根岸町二丁目九十三番地)
種 類 數 量 在 地
 (土地(宅地)) 百六十八坪 神奈川県横浜市根岸旭台三十三番地及び
 (建物(家屋番号)) 三棟総坪八 同所三十三番地
 (二七) 一棟総坪八 同所三十三番地
 二 大山孝十二(神奈川県横浜市根岸旭台二十二番地の一)
種 類 數 量 在 地
 (土地(宅地)) 百八十二坪 神奈川県横浜市根岸旭台二十二番地の一
 (建物(家屋番号)) 一棟総坪八 同所二十二番地の四
 (三〇) 一棟総坪八 同所二十二番地の四
 ◎大蔵省告示第千六百二十六号
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、閉鎖機關整理委員会(東京都千代田区丸の内一丁目二番地)に對し、閉鎖機關住宅管理が所有する左の財産を昭和二十六年十一月九日にゼ・ヤンツエー・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド(中華民国上海ゼ・バンド・二十六番)に譲渡し、且つ、引き渡すことを命じた。

昭和二十六年十一月六日 大蔵大臣 池田 勇人

一 土地(宅地) 二百三十三坪 神奈川県横浜市山手町七十五番の三及
 坪一合四分 坪四
 二 建物(家屋番号) 一棟総坪八
 (三四の三) 坪一合四分 坪四 同所同番の四

◎大蔵省告示第千六百二十七号
割増金附貯蓄の取扱に關する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、高知縣農協協同組合(高知縣高知市)の協同組合として附置の定期貯蓄の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月六日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名 稱 高知縣農協協同組合 附置定期貯蓄
二 條 件
 (一) 契約期間 六月
 (二) 預入金額 一口五百円
 (三) 取扱の時期 昭和二十六年十一月十日から同年十二月二十日まで
 三 取扱の時期 昭和二十六年十一月十日から同年十二月二十日まで
 四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

特等	一〇,〇〇〇円
一等	一〇,〇〇〇円
二等	一〇,〇〇〇円
三等	一〇,〇〇〇円
四等	一〇,〇〇〇円
五等	一〇,〇〇〇円
計	九,五五〇円

五 抽せん期日 昭和二十六年十二月二十日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月五日
七 印紙稅の附納 割増金附貯蓄の取扱に關する法律第五條の規定により、この證書を指定し、印紙稅を課さない。

◎大蔵省告示第千六百二十八号
割増金附貯蓄の取扱に關する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、福井縣農協協同組合(福井縣福井市)の協同組合として附置の定期貯蓄の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月六日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名 稱 福井縣農協協同組合 附置定期貯蓄
二 條 件
 (一) 契約期間 一年
 (二) 預入金額 一口五百円
 (三) 取扱の時期 昭和二十六年十一月十日から同年十二月十日まで
 四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

特等	五,〇〇〇円
一等	五,〇〇〇円
二等	五,〇〇〇円
三等	五,〇〇〇円
四等	五,〇〇〇円
五等	五,〇〇〇円
計	四,九二七円

五 抽せん期日 昭和二十六年十二月十五日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月十五日
七 印紙稅の附納 割増金附貯蓄の取扱に關する法律第五條の規定により、この證書を指定し、印紙稅を課さない。

◎大蔵省告示第千六百二十九号
割増金附貯蓄の取扱に關する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、島根縣農協協同組合(島根縣松江市)の協同組合として附置の定期貯蓄の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月六日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名 稱 島根縣農協協同組合 附置定期貯蓄
二 條 件
 (一) 契約期間 六月
 (二) 預入金額 一口十円
 (三) 取扱の時期 昭和二十六年十一月十日から同年十二月三十日まで
 四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個をもつて一組とし、各七十五組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

特等	五,〇〇〇円
一等	一,〇〇〇円
二等	一,〇〇〇円
三等	一,〇〇〇円
四等	一,〇〇〇円
五等	一,〇〇〇円
計	一,九七〇円

五 抽せん期日 昭和二十七年一月十日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月十四日
七 印紙稅の附納 割増金附貯蓄の取扱に關する法律第五條の規定により、この證書を指定し、印紙稅を課さない。

73 昭26年11月6日 火曜日 官報 第7449号

◎大蔵省告示第千六百三十号
割増金附貯蓄の取扱に關する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、青森縣農協協同組合(青森縣青森市)の協同組合として附置の定期貯蓄の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月六日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名 稱 青森縣農協協同組合 附置定期貯蓄
二 條 件
 (一) 契約期間 六月
 (二) 預入金額 一口五百円
 (三) 取扱の時期 昭和二十六年十一月十日から同年十二月二十日まで
 四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。

特等	一〇,〇〇〇円
一等	一〇,〇〇〇円
二等	一〇,〇〇〇円
三等	一〇,〇〇〇円
四等	一〇,〇〇〇円
五等	一〇,〇〇〇円
計	九,六八五円

五 抽せん期日 昭和二十六年十二月二十日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月七日
七 印紙稅の附納 割増金附貯蓄の取扱に關する法律第五條の規定により、この證書を指定し、印紙稅を課さない。

◎大蔵省告示第千六百三十一号
割増金附貯蓄の取扱に關する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、北長沼農協協同組合(北長沼農協協同組合)の協同組合として附置の定期貯蓄の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月六日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名 稱 北長沼農協協同組合 附置定期貯蓄
二 條 件
 (一) 契約期間 一年
 (二) 預入金額 一口十円
 (三) 取扱の時期 昭和二十六年十一月十日から同年十二月二十九日まで
 四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。

特等	一〇,〇〇〇円
一等	一〇,〇〇〇円
二等	一〇,〇〇〇円
三等	一〇,〇〇〇円
四等	一〇,〇〇〇円
五等	一〇,〇〇〇円
計	九,三三〇円

五 抽せん期日 昭和二十七年一月十日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月十日
七 印紙稅の附納 割増金附貯蓄の取扱に關する法律第五條の規定により、この證書を指定し、印紙稅を課さない。

◎大蔵省告示第千六百三十二号
割増金附貯蓄の取扱に關する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)第三條及び第五條の規定により、空知信用金庫割増金附置定期貯蓄の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月六日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名 稱 空知信用金庫割増金附置定期貯蓄
二 條 件
 (一) 契約期間 一年
 (二) 預入金額 一口六千円
 (三) 取扱の時期 昭和二十六年十一月十日から同年十二月三十一日まで
 四 割増金 抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

第一回抽せん	一〇,〇〇〇円
第二回抽せん	一〇,〇〇〇円
第三回抽せん	一〇,〇〇〇円
第四回抽せん	一〇,〇〇〇円
第五回抽せん	一〇,〇〇〇円
計	四九,〇〇〇円

五 抽せん期日 昭和二十六年十二月十日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月十日
七 印紙稅の附納 割増金附貯蓄の取扱に關する法律第五條の規定により、この證書を指定し、印紙稅を課さない。

◎大蔵省告示第千六百四十一号
昭和二十六年八月厚生省告示第四百四十四号(第一回保險者及び扶助員國家試験の実施場所及び期日並びに受験證書の提出期限等を定める件)は、廢止する。

昭和二十六年十一月六日 厚生大臣 橋本 龍伍

◎運輸省告示第千六百六十六号
暴風警報及びおろし通知電報規則(昭和二十五年六月運輸省告示第百二十二号)の一部を次のように改正し、昭和二十六年十一月十日から施行する。

昭和二十六年十一月六日 運輸大臣 山崎 猛

第一條 暴風警報及びおろし通知電報は、左の形式による。

一 表は、
 ○○○○
 ○○○○
 ○○○○
 ○○○○
 ○○○○
 ○○○○
 ○○○○
 ○○○○
 ○○○○

◎郵政省告示第千六百四十五号
郵政省設置法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第十三條第四項の規定に基づき、昭和二十六年十一月一日から次の郵便局を移転した。

昭和二十六年十一月六日 郵政大臣 佐藤 榮作

一 現在位置 移転位置
 青森市南町 東京市港区
 青森市南町二丁目 東京市南町四丁目
 正誤
 昭和二十六年十月二十二日運輸省告示第百二十五号(原動機付自動車用原動機型式認定中原動機名稱及び型式欄中「パンベリスB二型」は「パンベリスB二型」の誤り。)

七七一(一)は別居する、二二二(三)段五(五七四ノ一)は「字前平五七四ノ一」の、同四段三(二〇五ノ四)は「二二五〇ノ四」のいずれも誤り。 広島県官報報告主任

律案に対する賛否を附して文書で申し出ること。(氏名住所職業明記) 一、申出の期限 昭和二十六年十一月五日 二、出席者の選定 申し出た方の中から委員会で選定の上速達又は電報で通知する。 一、旅費日当 出席者には、旅費及び日当を支給する。 二、お問合せは参議院委員部迄(電話掛合〇二二一九)

叙任及び辞令 昭二十六年十一月二日 簡易裁判所判事に任命する。 北浦 憲二 竹内 貞次 福原 義博 判事に任命する。 吉益 清 恩地 高平 判事に任命する。 恩地 高平 簡易裁判所判事に任命する。 恩地 高平 判事に任命する。 恩地 高平

法務府 昭二十六年十月二十四日 東京高等裁判所長官 垂水 克己 副検事長官 藤江忠二郎 判事 藤江忠二郎 毛利野富治郎 副検事長官 藤江忠二郎 毛利野富治郎 判事 藤江忠二郎 毛利野富治郎

公共企業体事項 日本国有鉄道 昭二十六年十一月六日 国鉄自動車線(昭二十六年六月)の日本国有鉄道(昭二十六年六月)の一部を次のように改正する。 昭二十六年十一月六日 日本国有鉄道(昭二十六年六月)の一部を次のように改正する。 昭二十六年十一月六日 日本国有鉄道(昭二十六年六月)の一部を次のように改正する。

国会事項 衆議院 憲法第八條の規定による議決送付及通知 十一月二日国会は日本国憲法第八條の規定による議決をなし、内閣に送付し、その旨参議院に通知した。 十一月二日議員から提出した議案は次の通りである。 議案提出 十一月二日議員から提出した議案は次の通りである。 議案提出 十一月二日議員から提出した議案は次の通りである。

参議院 公職選挙法 昭二十六年十一月二日 参議院大議員長 小串 清一 参議院大議員長 小串 清一 参議院大議員長 小串 清一 参議院大議員長 小串 清一

北海道的庁 昭二十六年十一月二日 北海道的庁 昭二十六年十一月二日 北海道的庁 昭二十六年十一月二日 北海道的庁 昭二十六年十一月二日

外務省 昭二十六年十月二十四日 外務省 昭二十六年十月二十四日 外務省 昭二十六年十月二十四日 外務省 昭二十六年十月二十四日

公共企業体事項 日本国有鉄道 昭二十六年十一月六日 日本国有鉄道 昭二十六年十一月六日 日本国有鉄道 昭二十六年十一月六日 日本国有鉄道 昭二十六年十一月六日

東海財務局理財部長を命ずる。 大塚 清元 同 松山 外吉 北陸財務局理財部長事務取扱を命ずる。 栗林 四郎 同 植田 修 大蔵 金井 泰正 同 植田 修

文部省 文部大臣 大沢 清輝 文部大臣に任命する。 昭二十六年九月十六日 文部大臣に任命する。 昭二十六年九月十六日 文部大臣に任命する。

海上保安庁 昭二十六年十月十九日 海上保安官 小田原三郎 二等海上保安正に叙する。 柳田 修 本庁勤務を命ずる。 柳田 修

皇室事項 天照陛下は、十一月七日 皇太后陛下(行幸につき)除服を命ずる。 昭二十六年十一月六日 昭二十六年十一月六日 昭二十六年十一月六日

公共企業体事項 日本国有鉄道 昭二十六年十一月六日 日本国有鉄道 昭二十六年十一月六日 日本国有鉄道 昭二十六年十一月六日 日本国有鉄道 昭二十六年十一月六日

昭和三十二年八月十九日死亡
右それれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和三十二年十一月 大阪国税局

昭和三十二年八月八日交付第三号一葉
光澤事務署在勤大蔵事務官横田三郎名義の分
昭和三十二年八月八日死亡

昭和三十二年八月八日死亡
右それれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和三十二年十一月 福岡国税局

昭和三十二年八月八日死亡
右それれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和三十二年十一月 熊本国税局

昭和三十二年八月八日死亡
右それれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和三十二年十一月 徳島家庭裁判所

昭和三十二年八月八日死亡
右それれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和三十二年十一月 徳島家庭裁判所

昭和三十二年八月八日死亡
右それれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和三十二年十一月 徳島家庭裁判所

昭和三十二年八月八日死亡
右それれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和三十二年十一月 徳島家庭裁判所

昭和三十二年八月八日死亡
右それれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和三十二年十一月 徳島家庭裁判所

昭和三十二年八月八日死亡
右それれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和三十二年十一月 徳島家庭裁判所

昭和三十二年八月八日死亡
右それれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和三十二年十一月 徳島家庭裁判所

昭和三十二年八月八日死亡
右それれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和三十二年十一月 徳島家庭裁判所

假受金及前受金
未掛金
当期利益金
合計

昭和三十二年十月二十日
名古屋市中区堅三蔵町二丁目一
番地
信友株式会社

一四、四九八、〇四七五
二、〇五五、〇五三〇
四、四六二、六四四一五
七、三三二、二〇六九五
一、六三一、六四六、九〇八二

アスピード多数紙穿孔機

女子供でも
素に
厚紙を一枚作正
確に穿孔する
【全国電報局採用
「カタログ送呈」】



中島精密工業株式会社
東京・杉並・堀の内 電話 山手 (38) 1467・3406・4291 番

第四期決算公告
昭和二十六年八月三十一日
貸借対照表

土地 一、〇二七、八五〇〇〇
機械器具 一、六三八、七四〇〇〇
什器 七、二二二、四五一二一
現金及預金 四、六五一、七四八八三
仮借金 七、〇三〇、二〇〇〇〇
得意先勘定 一、〇〇〇、〇〇〇〇〇
商品在庫 四、二二七、三〇〇〇〇
部品及原料 五、一九〇、八六四九四

負債の部
資本 五、〇〇〇、〇〇〇〇〇
前積立金 二、六一一、〇〇〇〇〇
支拂手形 二、〇五九、六五三
借入金 九、八〇七、四八二三〇
未払金 二、八〇〇、〇〇〇〇〇
買掛金 二、八三九、六一五六〇〇
当期利益金 二、〇七六、二〇九〇〇
合計 一、四三三、二五〇六一

昭和三十二年十月二十日
名古屋市中区堅三蔵町二丁目一
番地
福田工業株式会社

第一期決算公告
自昭和二十六年六月十一日
至昭和二十六年九月三十日
（昭和二十六年九月三十日現在）
借方（資産の部）

現金 二、四七四、〇〇〇
銀行預金 一、五〇七、二四〇五〇
貸出金 一、五二七、七五二八
当期損失金 四、七八、四五〇・三
合計 一、四〇〇、八九〇〇〇

貸方（負債の部）
資本 一、四〇〇、八九〇〇〇
合計 一、四〇〇、八九〇〇〇

右は昭和二十六年十月三十日定時株
主総会に於て承認可決されました。
昭和三十二年十月三十日
取締役社長 杉村狼之助
杉村株式会社

貸借対照表
昭和二十六年九月三十日現在

土地 三、一七四、一七四・五七
附屬物 六、九八、三〇一・三八
什器 四、〇八五、三八二・八四
備蓄品 一、七八八、〇八六
未収入品 二、三五八、一九八・八五
貯蓄金 八、八八八、五七・八〇
貸付金 一、二七五、四二一・〇〇
債権 二、六四八、〇一五・〇〇
銀行預金 一、八三四、八四六・八〇
現金 五、四一三、三八二・二
合計 一、七八四、七九二

負債の部
資本 八、〇〇〇、〇〇〇〇〇
利益準備金 一、二六六、〇〇〇〇〇
再評価積立金 二、九二二、二二二・〇〇
未払金 三、三九二、九〇〇〇〇〇
借入金 一、九二六、八一七・一
合計 一、六二八、八九〇〇〇

昭和三十二年八月三十一日現在
貸借対照表
資産の部
現金 七三〇、五八〇・二
預金 二、六〇九、六一〇・二

第二十九期決算公告
昭和二十六年八月三十一日現在
貸借対照表

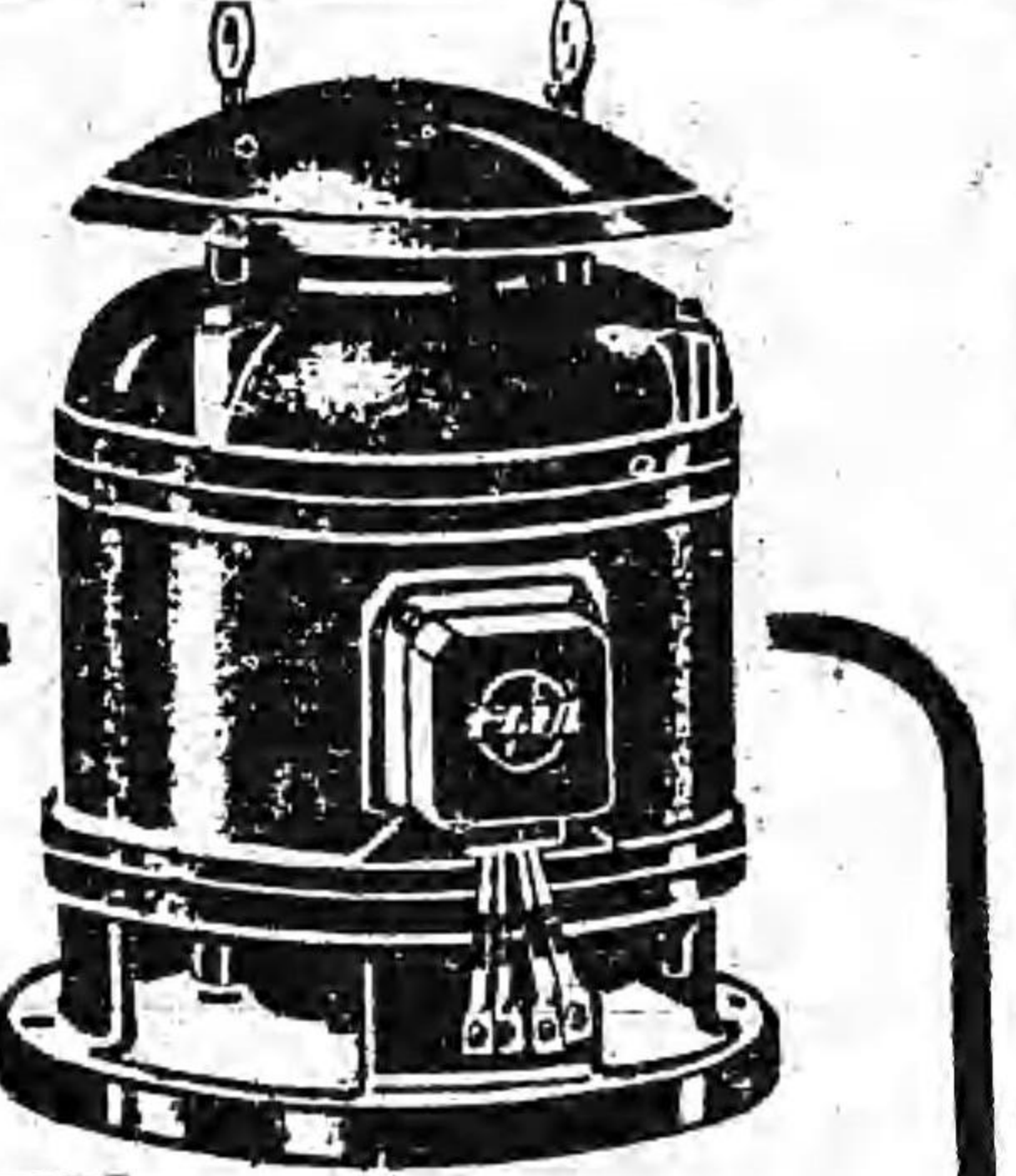
土地 七三〇、五八〇・二
建物 二、六〇九、六一〇・二
什器 一、一三三、〇七五・八八
備蓄品 七、四八〇、五〇六・八四
未収入品 一、一三三、〇七五・八八
合計 七、四八〇、五〇六・八四

負債の部
資本 一、一三三、〇七五・八八
前積立金 一、一三三、〇七五・八八
借入金 五、二一四、三五五・一
合計 一、一三三、〇七五・八八

昭和三十二年八月三十一日現在
貸借対照表
資産の部
現金 七三〇、五八〇・二
預金 二、六〇九、六一〇・二

前貯用部々自未売受預
拂蔵分イ動証入掛取
費用品品品ヤ車券金金形金

三、三二一、〇七八三
五、五〇二、一九八・三
二、八〇三、三〇六・七
八、五、四一五・〇
二、六七九、二〇〇〇
九、四一五、七六八・二
三、六〇九、三〇五・〇
二、六九四、九三三・九
三、九三三、二六三・三
八、二〇二、〇〇〇
四、六四、〇四四・七



ポンプ用に
遠心分離機直結用に

新強力防滴堅型

当社が最近発売致しました高性能「新強力防滴堅型」は、余裕ある設計と良質の使用材料により、特に最大出力の増大、能率の向上と戦前規格をはるかに上廻る優秀な性能を発揮いたします。

力の強い 能率のよい!

松下電器産業

貸付金 一、四三六、五七〇〇〇
仮借金 一、五八四、四〇〇〇〇
差入保証金 一、〇六二、二七〇〇〇
建物 一、〇五〇、八五六・〇
機械器具 七、二五〇、〇三〇
車輛運搬具 二、九二二、六七二・〇
工具器具 二、六〇〇、〇〇〇
備用品 二、三九六、九三二・〇
土地 二、二九九、三九九・〇
投資有価証券 二、四〇五、〇〇〇〇〇
合計 三、一〇三、七九三、九〇四

負債の部
借入金 一、三四、三四五、二四・三
未払金 七、九三〇、〇三三・六
短期借入金 三、〇一〇、〇〇〇・〇
未払金 二、三〇九、七四八・一
前借入金 二、〇三二、二四一・〇
未払金 二、六、四七五、九一・六
預受金 五、六、二〇四・七
仮借金 一、一六、一七三・八二
倒引金 一、五五三、一九八・九六
割引金 一、二七、〇八八・〇
貸倒引当金 四、五七五、六〇一・七〇

資本 一、〇〇〇、〇〇〇〇〇
利益剰余金 五、五六八、六九四・九八
資本剰余金 一、〇〇〇、〇〇〇〇〇
内利益準備金 七、九四三、〇〇〇
別途積立金 一、一八四、〇〇〇
前期繰越利益金 二、六三三、八八六・五八
当期利益金 三、三三三、一六三・二〇
合計 三、三三三、一六三・二〇

昭和三十二年十月三十一日
東京都港区赤坂新町三丁目三十
三番地の
日産自動車販売株式会社

財産売却決定公告(千葉県の分)
第二九八回解散団体財産売却の物
件、価格、買受人は次のとおりである。
(1)建物一棟六一坪、二十六万五千五百
円(東京都中央区日本橋区日本橋三丁目
社)向小型三輪車一輛二万五千五百五十
円(千葉県市川市高砂町)向
財産売却決定公告(福島県の分)
第二九九回解散団体財産売却の物
件、価格、買受人は次のとおりである。
(1)建物二棟一三三坪、二万七千円(同
電機機その他一六種六千円(福島市大
字宮代字五月田斎藤義雄)向
その他八種四千五百円(福島市五老内町
岡勝雄)和文タイプライター一合三
千円(福島市栄町)向
解散団体財産売却理事会
解散団体財産売却公告(第三三三回)
一、売却物件
(1)自動車(陸正小型二輪車四五年型
側車)一輛(MC-141-13)
(2)同(ダイハツ小型貨物三輪車三六
年型)一輛(MC-141-14)
(3)貸借権、その貸借物は次のとおり
である。
(イ)清本英男所有木造重箱平家建
約四〇坪(LE-160)向(横山辰之
所有木造重箱平家建)一〇六坪
のうち六坪(LE-161)
(ロ)右(イ)の貸借権については建物所
有者以外の買受希望者は必ず書面
により建物所有者から貸借する旨
の承諾書を取付右書面を入札書に
添付することを要する。
二、所在地 (1)横濱市金沢区富岡
町神奈川工業試験所内(3)川崎
市浜町一(二番地)(3)小田原市
幸町三(四)三番地
三、下見の日時 十一月十二日午前十
時、各物件所在地集合
四、買受申込の期限 十一月十六日午
後五時締切
五、買受申込の場所 当理事會又は神
奈川県総務部地方課
六、保証金 (1)一千元(2)三百円(3)の(4)
六百円(3)の(5)五百円
七、買受人の決定は氏名を官報に公告
し、申込人にも通知します。
八、買受申込心得その他貸借権の詳細
については必ず当理事會又は神奈川
県総務部地方課にお問合せ下さい。
東京都千代田区皇居内(旧秘密
院) 解散団体財産売却理事会

昭和三十二年十月三十一日現在
貸借対照表
資産の部
現金 七三〇、五八〇・二
預金 二、六〇九、六一〇・二
土地 七三〇、五八〇・二
建物 二、六〇九、六一〇・二
什器 一、一三三、〇七五・八八
備蓄品 七、四八〇、五〇六・八四
未収入品 一、一三三、〇七五・八八
合計 七、四八〇、五〇六・八四

負債の部
資本 一、一三三、〇七五・八八
前積立金 一、一三三、〇七五・八八
借入金 五、二一四、三五五・一
合計 一、一三三、〇七五・八八

昭和三十二年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一月 二百四十円 一部 九円 送料 四百円
公費 八円 印刷 七円 電話 二百五十円
但し、会社等解散、合併、組織変更公告二件一回
千五百円
広告料 八円 印刷 七円 電話 二百五十円
但し、会社等解散、合併、組織変更公告二件一回
千五百円
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
電話 九九三(33) 三三三三
振替東京一九〇〇〇〇〇〇〇〇

官報

政令

公職資格審査会設置令を廃止する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十一月六日 内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三百五十一号

公職資格審査会設置令を廃止する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基き、この政令を制定する。

公職資格審査会設置令(昭和二十六年政令第二百二十一号)は、廃止する。

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中公職資格審査会の項を削る。

内閣総理大臣 吉田 茂

法務府公告

押收物還付公告

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十六年押第四五号(被疑者不詳食糧管理法違反事件)

- 一、換価金 二千六百六円
二、風呂敷 八
三、紙袋 四
四、紙箱 七
五、赤皮製手提鞆 一
六、革バンド 一
七、布袋 三

○同押第四六号(同)

- 一、換価金 一千三百十三円
二、リユックサツク 一
三、風呂敷 二
四、布袋 一
五、紙袋 一

○同押第四七号(同)

- 一、換価金 一千五百五十九円
二、国防色リユックサツク 一
三、白色布袋 二
四、紙袋 二
五、布製白色手提袋 一
六、弁当箱 二

○同押第四八号(同)

- 一、換価金 一千六百四十七円
二、風呂敷 五
三、紙袋 四
四、麻布袋 一
五、同押第九六号(同)

○同押第九七号(同)

- 一、換価金 四千五百九十九円
二、麻紐 一
三、紙袋 六
四、風呂敷 六
五、麻繩 三
六、手拭 一
七、石鹼 一
八、歯ブラシ 一

○同押第八七号(同)

- 一、換価金 八千八百八円
二、風呂敷 一八
三、布袋 九
四、手提袋 一
五、籠 一
六、リユックサツク 三
七、紙袋 一
八、ボール箱 二

○同押第八八号(同)

- 一、換価金 四千八百八十八円
二、風呂敷 一
三、紙袋 一
四、リユックサツク 一
五、手提袋 一
六、布袋 一
七、同押第八九号(同)

○同押第九〇号(同)

- 一、換価金 三千七十五円
二、風呂敷 二
三、紙袋 二
四、リユックサツク 一
五、麻袋 一
六、同押第九五号(同)

○同押第九五号(同)

○同押第九六号(同)

○同押第九七号(同)

○同押第九八号(同)

○同押第九九号(同)

○同押第一〇〇号(同)

○同押第一〇一号(同)

○同押第一〇二号(同)

○同押第一〇三号(同)

○同押第一〇四号(同)

○同押第一〇五号(同)

○同押第一〇六号(同)

○同押第一〇七号(同)

○同押第一〇八号(同)

○同押第一〇九号(同)

○同押第一一〇号(同)

○同押第一一一号(同)

○同押第一一二号(同)

○同押第一一三号(同)

○同押第一一四号(同)

○同押第一一五号(同)

○同押第一一六号(同)

○同押第一一七号(同)

○同押第一一八号(同)

○同押第一一九号(同)

○同押第一二〇号(同)

○同押第一二一号(同)

○同押第一二二号(同)

○同押第一二三号(同)

○同押第一二四号(同)

○同押第一二五号(同)

○同押第一二六号(同)

○同押第一二七号(同)

○同押第一二八号(同)

○同押第一二九号(同)

○同押第一三〇号(同)

○同押第一三一号(同)

○同押第一三二号(同)

○同押第一三三号(同)

○同押第一三四号(同)

○同押第一三五号(同)

○同押第一三六号(同)

○同押第一三七号(同)

○同押第一三八号(同)

○同押第一三九号(同)

○同押第一四〇号(同)

○同押第一四一号(同)

○同押第一四二号(同)

○同押第一四三号(同)

○同押第一四四号(同)

○同押第一四五号(同)

○同押第一四六号(同)

○同押第一四七号(同)

○同押第一四八号(同)

○同押第一四九号(同)

○同押第一五〇号(同)

○同押第一五一号(同)

○同押第一五二号(同)

○同押第一五三号(同)

○同押第一五四号(同)

○同押第一五五号(同)

○同押第一五六号(同)

○同押第一五七号(同)

○同押第一五八号(同)

○同押第一五九号(同)

○同押第一六〇号(同)

○同押第一六一号(同)

○同押第一六二号(同)

○同押第一六三号(同)

○同押第一六四号(同)

○同押第一六五号(同)

○同押第一六六号(同)

○同押第一六七号(同)

○同押第一六八号(同)

○同押第一六九号(同)

○同押第一七〇号(同)

○同押第一七一号(同)

○同押第一七二号(同)

○同押第一七三号(同)

○同押第一七四号(同)

○同押第一七五号(同)

○同押第一七六号(同)

○同押第一七七号(同)

○同押第一七八号(同)

○同押第一七九号(同)

○同押第一八〇号(同)

○同押第一八一号(同)

○同押第一八二号(同)

○同押第一八三号(同)

○同押第一八四号(同)

○同押第一八五号(同)

○同押第一八六号(同)

○同押第一八七号(同)

○同押第一八八号(同)

○同押第一八九号(同)

○同押第一九〇号(同)

○同押第一九一号(同)

○同押第一九二号(同)

○同押第一九三号(同)

○同押第一九四号(同)

○同押第一九五号(同)

○同押第一九六号(同)

○同押第一九七号(同)

○同押第一九八号(同)

○同押第一九九号(同)

○同押第二〇〇号(同)

○同押第二〇一号(同)

○同押第二〇二号(同)

○同押第二〇三号(同)

○同押第二〇四号(同)

○同押第二〇五号(同)

○同押第二〇六号(同)

○同押第二〇七号(同)

○同押第二〇八号(同)

○同押第二〇九号(同)

○同押第二一〇号(同)

毎日新聞 昭和二十六年十一月六日

三、竹籠 一箇
 四、手提袋 一箇
 五、荷纏 一本
 ○同押第三二六号(被疑者不詳食糧管理法違反事件)
 一、米換価金 九百九十九元五錢
 二、紙箱 一箇
 三、布袋 一枚
 ○同押第二五八号(同)
 一、米換価金 六百六十二円
 二、風呂敷 一枚
 三、ボール箱 一箇
 四、紙袋 一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
 ○昭和二十四年領第二八二号(助川善四郎臨時物資需給調整法違反事件)
 一、紺無地木綿 一反
 二、縞無地木綿 一反
 三、縞木綿生地 一反
 新瀧地方檢察庁三條支部
 左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
 ○昭和二十六年領第三八号(富所ヨミ詐欺事件)
 一、認印(田中と刻印) 一箇
 二、黒皮製鞆口(四十二円在中) 一箇

裁判所公告

○公示催告

●昭和二十六年(一)第三九八号
 吹田市榎坂六九〇番地
 申立人 申出安治郎
 別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二十九日午前十時迄に当該裁判所に権利の届出をし証券を提出せねばその期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
 昭和二十六年十月二十七日
 大阪簡易裁判所
 (別紙) 目録
 敷島紡績株式会社株式十株券三枚
 額面 金二百五十円也
 一株の拂込額 金二十五円也
 記号番号 イ三〇八一乃至三〇八三
 発行年月日 昭和十九年五月一日
 発行者 敷島紡績株式会社取締役社長 長山内貢
 最終株主 神山峻治

右同上五十株券二枚
 但し
 額面 金一千二百五十円也
 記号番号 ア八二九〇、ア八二九一
 最終株主 北村武志
 一株の拂込額 発行年月日発行者 前同上
 右同上五十株券一枚、十株券二枚
 但し
 額面 五十株券は金千二百五十円十株券は二百五十円也
 記号番号 五十株券はア三二七九、十株券はイ三〇七九、三〇八〇
 最終株主 中谷岩吉
 一株の拂込額 発行年月日発行者 前同上

●昭和二十六年(一)第三九九号
 広島市矢野町四四八
 申立人 江川 仁一
 別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年五月二十九日午前十時迄に当該裁判所に権利の届出をし証券を提出せねばその期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
 昭和二十六年十月二十二日
 大阪簡易裁判所
 (別紙) 目録
 大阪商船株式会社株式五十株券一枚
 但し
 株券額面 金二千五百円
 一株に付拂込額 金五十円
 株券記号番号 丁一四〇〇
 発行者 大阪商船株式会社
 最終株主 江川仁一名義

●昭和二十六年(一)第二二二号
 池田市満壽美町五百二十八番地の
 申立人 三竹 憲一
 別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月十五日午前十時迄に当該裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出せねばその期日迄に右の届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
 昭和二十六年十月十九日
 岸和田簡易裁判所
 裁判官 牟田口峰雄
 帝国産業株式会社株式百株券一枚
 記号番号 増二四五四号
 株券の額面金額 五千円

一株の金額 五十円
 発行年月日 昭和二十四年一月十五日
 最終名義人 肥田熊蔵
 ●昭和二十六年(一)第三七号
 大阪市北区中之島二丁目十番地
 申立人 日綿実業株式会社
 代表取締役 潮崎喜八郎
 右申立人から別紙表示の船荷証券に付公示催告の申立をしたから其所持人は昭和二十七年六月十日午前十時迄に当該裁判所に権利の届出と其の船荷証券を提出せねばその期日迄に右の届出をしなかつた場合は其の船荷証券の無効を宣言することがある。
 昭和二十六年十月十六日
 神戸簡易裁判所
 (別紙) 遺失物件内容目録
 大阪府北中之島二丁目十番地
 日綿実業株式会社
 専務取締役 岡島 美行
 遺失物件 船荷証券番号五番
 遺失物件部数 正副二通
 遺失物件の発行者 イスブランセン株式会社代理店たるシオー・ウオーレス株式会社
 遺失物件の発行日 一九五〇年十月十九日
 遺失物件の発行場所 印度ボンペー
 遺失物件の受益者 大阪市北区中之島二丁目十番地、日綿実業株式会社
 遺失物件の内容
 (1)船積品目 タンド・シップ・スキ
 (2)荷印番号 〇〇〇〇 Kobe 1/7
 (3)積出港 ボンペー
 (4)荷揚港 神戸
 (5)船名 フライング・インデペン
 (6)積出人 デイ・ゴビンドラム
 (7)荷受人 オーダー
 (8)到着通知先 デイ・ゴビンドラム神戸
 (9)運賃 ボンペーにて支拂済
 ●昭和二十六年(一)第一〇号
 千葉県市川市本八幡六三番地小
 林方 申立人 潮高 音吉
 東京都中央区霞ヶ島二丁目一番地
 右代理人弁護士 五十嵐七五治
 別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから

その証券の所持人は昭和二十七年六月十三日午前十時迄に当該裁判所に権利の届出をし証券を提出せねばその期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
 昭和二十六年十月二十日
 富山簡易裁判所
 裁判官 小森武介
 (別紙) 目録
 不二越鋼材工業株式会社株式十株券五枚
 記号番号 一八丙自第一三五六二号至第一三五六六号
 額面 金五百円
 一株の拂込額 五十円
 発行者 不二越鋼材工業株式会社
 最終名義人 潮高音吉
 不二越鋼材工業株式会社株式五十株券一枚
 記号番号 一八丁第四一〇号
 額面 金二千五百円
 一株の拂込額 五十円
 発行者 不二越鋼材工業株式会社
 最終名義人 潮高直吉

○除権判決
 ●昭和二十六年(一)第九号
 大阪市東区博労町三の一七
 申立人 株式会社村中商店
 右代表取締役 村中 善博
 右代理人弁護士 中村 幸逸
 宮崎 梧一
 別紙目録表示の約束手形に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年八月二十五日午前十時迄の期日迄に権利を届出で且右約束手形を提出するものがなかつたから申立人の申立に基づいて前記約束手形の無効を宣言する。
 昭和二十六年九月五日
 東京簡易裁判所
 裁判官 津村 康

支拂場所 株式会社千代田銀行馬喰町支店
 受取人 株式会社村中商店
 二、額面三十万円也 約束手形
 振出地 東京都
 振出日 昭和二十六年一月二十一日
 支拂期日 昭和二十六年一月二十一日
 支拂場所 株式会社日本勧業銀行横山町支店
 受取人 株式会社村中商店
 三、額面五十万円也 約束手形
 振出地 東京都
 振出日 昭和二十六年二月十一日
 支拂期日 昭和二十六年二月十一日
 支拂場所 三和銀行馬喰町支店
 受取人 株式会社村中商店
 ●昭和二十六年(一)第一五号
 長野県上伊那郡飯島村赤坂
 申立人 前田善三郎
 右代理人 山形 朋司
 別紙目録表示の約束手形に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年八月二十五日午前十時迄の期日迄に権利を届出で且右約束手形を提出するものがなかつたから申立人の申立に基づいて前記約束手形の無効を宣言する。
 昭和二十六年九月五日
 東京簡易裁判所
 裁判官 津村 康

(別紙) 目録
 一、額面三十三万一千三百円也 約束手形
 振出地 東京都
 振出日 昭和二十六年一月七日
 支拂期日 昭和二十六年二月五日
 支拂場所 株式会社富士銀行兜町支店
 振出地 東京都中央区
 振出日 昭和二十六年一月七日
 支拂期日 昭和二十六年二月五日
 支拂場所 株式会社取締役社長 内田邦夫、東京都大田区調布鶴ノ木町八三高橋志郎
 宛名人 前田善三郎

支拂場所 株式会社取締役社長 内田邦夫、東京都大田区調布鶴ノ木町八三高橋志郎
 宛名人 前田善三郎